

第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画及び

第4次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（案）について

出雲市では「第4次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」及び「第3次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

この度、両計画の計画期間が令和3年度（2021）末をもって終了することに伴い、これまでの取組の検証と新たな計画について「出雲市男女共同参画推進委員会」（委員10名）に諮問し、「出雲市男女共同参画推進本部会議」及びその部会もあわせ審議を重ねてきたところです。

つきましては、両計画の次期計画（案）について報告します。

1. 策定の趣旨

本市は、平成17年12月に男女共同参画の取組の指針となる「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、男女共同参画のまちづくりを進めるために具体的な施策を示した「まちづくり行動計画」と、配偶者等からの暴力の根絶に関する施策をより具体的に示した「DV対策基本計画」を策定し、家庭・地域・職場・教育現場等のあらゆる場面・分野での推進を図ってきました。

男女共同参画への理解は浸透しつつありますが、固定的性別役割分担意識はまだ存在しており、育児・介護等における女性の負担は依然として高く、家庭、職場、地域の各分野での不平等感につながっています。

また、全国的には、新型コロナウイルス感染症の拡大が平時からの諸課題を顕在化させ、配偶者等からの暴力の深刻化、固定的性別役割分担意識に基づく家庭生活への負担増、女性の雇用や所得への負の影響をもたらしています。

このような状況の中、現行計画の計画期間が満了することから、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるために、次期計画を策定するものです。

2. 計画の期間

令和4年度(2022)から令和8年度(2026)までの5年間を計画期間とします。

3. 計画の概要

(1) 第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画

- 基本目標Ⅰ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会づくり
- 基本目標Ⅱ 人権が尊重され安全安心に暮らせる社会づくり
- 基本目標Ⅲ 推進体制の整備

<主なポイント>

- ・社会のあらゆる分野で女性一人一人がその個性と能力を十分発揮し活躍できる環境整備や、女性の活躍に向けた意識改革に取り組みます。
- ・多様な困難を抱える女性等に対する支援が重要であることから、ひとり親、高齢者、障がい者、及び外国人住民等誰もが安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。
- ・男女共同参画の視点で災害対応を行うことが、防災・減災、災害に強い社会の実現に必須であることから、その実現に向けて取り組みます。

(2) 第4次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画

- 基本目標Ⅰ DV防止に向けた予防・啓発
- 基本目標Ⅱ DV被害者に配慮した相談の実施
- 基本目標Ⅲ DV被害者の自立支援
- 基本目標Ⅳ 推進体制の整備

<主なポイント>

- ・若年層へのDV防止に向けた啓発と相談支援体制の強化について重点的に取り組みます。

4. 今後の予定

令和3年12月	パブリックコメントの実施 市議会全員協議会へ計画（案）を報告
令和4年 1月	第3回男女共同参画推進委員会の開催 パブリックコメント結果報告 計画（案）検討
2月	推進委員会から市長へ計画（案）答申 男女共同参画推進本部会議の開催 <u>計画策定</u>
3月	市議会へ計画の報告